

総合地球環境学研究所広報物利用要領

令和 8 年 3 月 10 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、「総合地球環境学研究所広報物の取扱いに関する基本方針」に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の広報物を、研究所外の組織・個人が転載又は借用（以下、「利用」という。）を希望するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 この要領の対象となる「広報物」およびその具体例は、別表のとおりとする。

(利用方法)

第 3 条 この要領における「広報物の利用」とは、次に掲げるものとする。

- 一 転載 研究所の広報物を刊行物や Web 上に転載すること
- 二 借用 研究所の広報物を大学・研究機関等における展示等を目的とした利用のために借用すること

(利用許可の範囲)

第 4 条 営利目的での利用は、原則としてこれを認めない。

2 次の各号に掲げる場合には、広報物の利用を制限することができる。

- 一 広報物の利用により、当該広報物の保存に悪影響が生ずると認められる場合
- 二 権利処理の問題等、やむを得ない事情により広報物の利用を制限する必要があると認められる場合

(申請手続き)

第 5 条 広報物の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、広報物利用申請書（別紙様式第 1 号）を研究所に提出するものとする。

2 前項のうち、人間文化研究機構貸付要領（以下「機構貸付要領」という。）に定める固定・少額資産に該当する場合は、前項の手続きのほか、機構貸付要領によるものとする。

(許可手続き等)

第 6 条 広報物の利用の許可又は不許可は、所長が決定するものとする。

2 許可又は不許可を決定したときは、利用許可通知書（別紙様式第 2 号）又は利用不許可通知書（別紙様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 広報物の利用を許可された者は、申請事項の変更があった場合は、直ちに当該変更の内容を報告しなければならない。
- 4 広報物の利用を許可された者は、許可された広報物を第三者に利用させてはならない。
- 5 所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広報物の利用の許可を取消し、又は停止させることができる。
 - 一 第5条に定める申請書の内容に虚偽があったとき
 - 二 研究所の名誉が傷つけられた、又は傷つけられるおそれがあるとき
 - 三 その他広報物の利用が不適当と認められるとき
- 6 研究所は、前項の規定により利用の許可を取消し、又は利用を停止させたことにより損害又は損失が生じることがあっても、その責任を負わない。

(借用に係る費用)

第7条 広報物の借用を許可された者(以下、「借受者」という。)は、原則として、借用に係る費用(運送費等)を負担することとする。

(亡失又は損傷)

第8条 借受者は、広報物を亡失し、又は損傷した場合において、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき事由によるものであるときは、修理又はその損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第9条 本要領に関する事務は、広報室において処理する。

附 則

この要領は、令和8年3月10日から施行する。

別表 対象となる広報物と具体例

広報物の種類	具体例
一 不定期の商業出版物	地球研一般学術叢書、地球研和文学術叢書、地球研英文学術叢書、その他研究所が刊行した商業出版物
二 研究所が発行するその他の刊行物	研究所のプロジェクト・部門等で制作した、非売品のブックレット・リーフレット・冊子等
三 研究所公式 Web サイトおよび公式ソーシャルメディア内のコンテンツ	研究所の公式 Web サイト・SNS（X, Facebook, Instagram, YouTube, note）で公開しているテキスト・画像・動画
四 展示物	研究所のプロジェクト・部門等で制作した展示物（模型、標本、インフォグラフィック、イラスト、映像、パネル、展示用什器等）
五 その他、広報・研究成果発信を目的として収集・保管している印刷物・電子コンテンツ等	広報用のチラシその他の印刷物、広報用素材として撮影・編集した写真・動画等

別紙様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

総合地球環境学研究所 広報物利用申請書

総合地球環境学研究所長 殿

申請者
所 属
氏 名

下記のとおり利用したいので、申請します。

記

【利用を希望する広報物】

広報物の名称 _____

広報物の種類（該当するものを○で囲んで下さい。）

- 1) 商業出版物 2) その他刊行物 3) 地球研 Web サイト・SNS 上のコンテンツ
4) 展示物 5) その他（ ）

【利用申請内容】（利用する使用時期や期間を含め、具体的にお書き下さい。）

利用種別（該当するものを○で囲んで下さい。）

- 1) 転載 2) 借用 3) その他

利用時期

利用目的

(裏面につづく)

－同意事項－

申請者は、利用に際して、下記の条件に同意しました。

1. 申請事項に変更があった場合は、直ちに当該変更の内容を総合地球環境学研究所に報告すること。
2. 提供者が「総合地球環境学研究所」であること又は出典を明示すること。
3. 利用目的以外には使用しないこと。また、第三者に貸与、転売しないこと。
4. 広報物の利用により総合地球環境学研究所に不利益を及ぼさないこと。
5. 広報物の利用により申請者もしくは第三者が損害等を被った場合、総合地球環境学研究所は一切の責任を負わないこと。
6. 利用を希望する広報物に第三者の権利が存在する場合、申請者が当該第三者から使用許諾を得ること。
7. 必要に応じて原稿内容の確認を総合地球環境学研究所が求める場合には、それに協力すること。
8. 転載した新聞、雑誌、書籍、番組を録画したメディア、もしくは転載箇所と出典記載箇所の複写を1部無償で提供すること。
9. 写真・動画等の説明・トリミングは、本来の趣旨に外れぬよう注意すること。
10. 広報物の借用に係る費用（運搬費等）は、原則として申請者が負担すること。
11. 借用した広報物は返却期限まで、もしくは作業終了後直ちに返却すること。
12. 広報物を亡失又は損傷することのないよう、取扱いには十分注意すること。借用した広報物を亡失又は損傷した場合、それが申請者の責に帰すべき事由によるものであるときは、修理又はその損害を弁償すること。
13. 本事項に記載のない事項については、別途協議の上決定する。
14. その他（ ）

以上

別紙様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

総合地球環境学研究所 広報物利用許可通知書

殿

総合地球環境学研究所長
(公印省略)

令和 年 月 日付で申請いただいた下記の広報物の利用について、許可します。

記

広報物の名称 _____
利用時期 _____
特記事項 _____

以上

【本件担当】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
総合地球環境学研究所

広報室（担当； ）

TEL：075-707-

Email：kikaku@chikyu.ac.jp

別紙様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

総合地球環境学研究所 広報物利用不許可通知書

殿

総合地球環境学研究所長
(公印省略)

令和 年 月 日付で申請いただいた下記の広報物の利用について、下記のとおり許可しないことに決定しましたので通知します。

記

広報物の名称 _____
理由 _____

以上

【本件担当】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
総合地球環境学研究所
広報室（担当； ）
TEL：075-707-
Email：kikaku@chikyu.ac.jp